

消防消第 463 号
令和 7 年 10 月 29 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)

飛び火警戒要領の見直し等について（通知）

消防庁では、令和 7 年 2 月 26 日に発生した大船渡市林野火災を受け、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、本検討会において、林野火災に係る今後の消防防災対策のあり方について、報告書（令和 7 年 8 月）がとりまとめられました。

本報告書では、大船渡市林野火災において、飛び火による広範囲の延焼が見られ、同時多発的に住家への被害が発生したことから、これらへの対策について勘案し飛び火警戒要領を見直すことが重要であると提言されています。

現行の飛び火警戒については、「強風下における消防対策について」（平成 29 年 12 月 22 日付け消防消第 290 号。以下「強風対策通知」という。）において、主に強風下における市街地火災を想定し、飛び火警戒を含めた消火活動の具体的な要領を定めるよう通知しているところです。

こうした中、大船渡市林野火災では、乾燥と強風により、樹冠火を伴う激しい燃焼と飛び火が発生し、林野から住家への飛び火による延焼で被害が拡大したことに加え、山間部において発生したため消防水利に限られる等の市街地火災とは異なる課題が明らかになりました。

これらを踏まえ、消防庁では、「飛び火警戒要領の見直し等に関する意見聴取会」を開催し、下記のとおり、各消防本部において飛び火警戒要領の見直し等を行う際の留意事項等を取りまとめました。

各消防本部においては、すでに飛び火警戒要領を策定している場合には見直しを、未策定の場合には策定を行うことが必要であり、次期林野火災シーズンに備えるため、可能な限り早期に着手し、取組を進めていくことが重要です。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知するとともに、適切に助言していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 基本的事項

- 1 今回の飛び火警戒要領の見直し又は策定（以下「見直し等」という。）にあたっては、林野から住家への飛び火による延焼を防ぐことを主眼としていることから、本通知第2に掲げる事項について留意し、地域の実情を十分踏まえた内容にすること
- 2 飛び火警戒要領の見直し等にあたっては、市街地火災と林野火災に分けてそれぞれ個別に飛び火警戒要領を規定する方法や、市街地火災と林野火災の消防活動計画等に飛び火警戒についての内容を盛り込む方法など、速やかに策定でき、かつ実効性が確保できる方法を検討すること
- 3 飛び火警戒要領の内容について消防団とも共有し、連携を図ること

第2 飛び火警戒要領の見直し等に関する留意事項

- 1 全体に関する事項について
 - (1) 火災現場においては、熱源からの上昇気流で火の粉が舞い上がることから、飛び火は必ず発生するものと考え、常に警戒を怠らないことが重要である。特に、強風下又は延焼規模の大きい林野火災では、飛び火による広範囲の延焼が発生する可能性があることから、別添1を参考に、地域住民及び自主防災組織等の団体（以下「地域住民等」という。）と連携した警戒体制の確保を検討すること
 - (2) 飛び火警戒要領の見直し等にあたっては、別添2を参考に、過去の災害事例や飛び火の特性等を勘案するとともに、地域によっては局地風など強風時の風向に特徴がみられる場合もあることから、地域の実情に精通した関係者等の意見を踏まえた内容とすること
- 2 的確な情報把握について
 - (1) 大船渡市林野火災では、迅速で継続的な情報把握体制の必要性が認識されたことから、夜間監視・熱源探査ドローン等の活用により、夜間も含めて的確に情報を把握する体制を確保するため、各消防本部では、所要のドローンの整備並びにドローンを操縦する消防職員の技能向上に努めること
また、延焼シミュレーションなど、新技術・新装備の研究開発の状況等にも注視し、的確な情報把握体制の確保について検討すること
 - (2) 気象状況等によっては、ドローンによる上空からの情報収集が困難な場面が想定されることから、悪条件下でも安定した情報収集体制を確保するため、地上部隊による飛び火の警戒体制の確保について検討すること

3 早期の応援要請について

「緊急消防援助隊に係る消防本部の受援計画の一部見直しについて」（令和7年8月29日付け消防広第332号）の内容を踏まえ、林野火災が発生した場合における県内応援や緊急消防援助隊の出動要請の検討にあたっては、林野火災においては、消火活動が長時間にわたるとともに、飛び火による突発的な火災への対応も想定されることから、長期ローテーションの構築や臨機応変な部隊活動を行うために必要な、余裕を持った人員、車両・資機材の規模を考慮すること

4 林野火災における消火活動に必要な体制及び消防水利の確保について

- (1) 消防機関は、警戒又は地域住民等からの通報により、発煙箇所等を発見した場合に、直ちに必要な措置を講じられるよう、水槽付ポンプ車による巡回や簡易水槽の設定など、機動的に放水できる体制を確保すること
- (2) 各消防本部における民間事業者、国の出先機関等との連携例を参考に、消防水利確保に関する関係機関との協定等の締結を推進すること
- (3) 山間部では、水利が限られる場合が多いことから、機動的な放水を可能とする水槽付ポンプ車などの整備を推進するとともに、遠距離での送水が必要となる地域においては、地域の実情に即した遠距離送水の実施体制を検討すること

5 延焼危険等に応じた予防散水の効果的な実施について

- (1) 延焼阻止線付近などの危険性が高い場所等では、消防機関が消火活動とともに延焼危険の高い建物等への予備注水を実施すること
- (2) 火点から離れていても風向きや風速等によっては飛び火が飛来する可能性があるエリアにおいては、消防機関が地域住民等に呼びかけ、地域住民が自主防災組織等と協力して、自らの建物等へ予防散水を行うことが重要であること
- (3) 予防散水により、飛び火による火災の発生を防ぐ効果が期待できる一方、山間部では水利が限られる場合が多いことから、別添2を参考に、予防散水による効果の持続時間等を勘案し、効果的なタイミングを見極めて実施すること

6 地域住民等の飛び火火災に対する防火意識の向上について

- (1) 消防機関は、酒田大火（昭和51年）や糸魚川市大規模火災（平成28年）など、地域住民等の消火活動で飛び火火災を防いだ過去事例等を分かりやすく用いることで、地域住民等による飛び火警戒を推進すること
- (2) 飛び火火災を防ぐため、地域住民等による窓等の開口部の閉鎖、発煙箇所の発見、初期消火、早期通報等、消防機関と地域住民等が連携した飛び火警戒について周知し理解を求めておくこと

第3 その他

- 1 飛び火警戒要領の見直し等にあたっては、別添3を参考に、すでに策定している消防本部の記載例等について、地域の実情に応じて追加又は修正を行うなど適宜活用されたい。
- 2 今後、飛び火警戒要領の見直し等の状況等について、消防庁からフォローアップ調査を行うとともに、必要な情報提供等を行う予定である。

【問合せ先】

消防庁消防・救急課警防係
高木課長補佐、鈴木係長、小関事務官
TEL : 03-5253-7522 (直通)
E-mail : keibou@ml.soumu.go.jp

消防機関と地域住民等が連携した飛び火警戒体制の例

【部隊配備について】火点からの距離に応じ、効果的な飛び火警戒体制を確保するため、現場最高指揮者は、火勢、風向き、風速、飛び火距離、避難指示等の発令状況等を踏まえ、飛び火による延焼のおそれがあるエリア・建物等を判断し、部隊を配備しておくことが重要である。

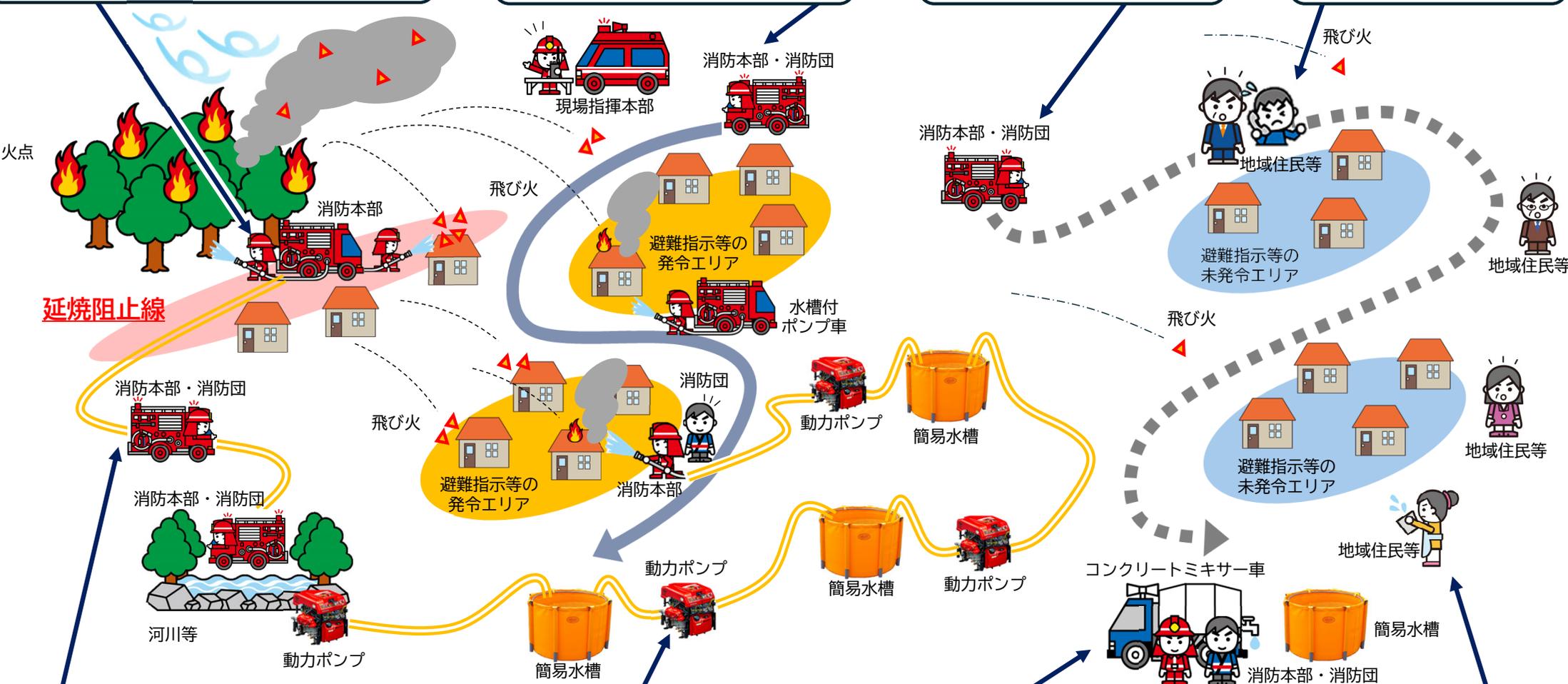
【消防機関と地域住民等との連携について】延焼阻止線付近などの危険性が高い場所等では、消防本部が延焼阻止線を設定し、住家等への延焼を防止するための消火活動や、延焼危険の高い建物等への予備注水を実施する。また、火点から離れていても風向きや風速等によっては飛び火が飛来する可能性があるエリアにおいては、避難指示等の発令状況等に応じ、すでに地域住民等が避難している地域では、消防機関が飛び火の監視、発煙箇所等の発見、早期消火等を行い、周辺住民等が避難していない地域では、消防機関が地域住民等に呼びかけることで、周辺住民が飛び火の監視、発煙箇所等の発見、早期消火等を行うとともに、自主防災組織等と協力して事前に自らの建物等への予防散水を行うなどの自主的な取組を行うことが重要である。

消防本部は延焼阻止線を設定し、住家等への延焼を防止するための消火活動や、延焼危険の高い建物等への予備注水を実施

消防機関（巡行警戒班・巡ら班）による飛び火の監視、発煙箇所等の発見、早期消火等

消防機関（巡行警戒班）による周辺住民等に対する警戒の呼びかけ

地域住民等による飛び火の監視、発煙箇所等の発見、早期通報等



消防機関によるポンプ車等を活用した自然水利からの遠距離送水

消防機関による簡易水槽と動力ポンプを活用した自然水利からの遠距離送水

消防機関と協定締結機関との連携による消防水利確保

地域住民等による自主的な予防散水

過去の災害事例や飛び火の特性等

第 1 過去の災害事例

1 大船渡市林野火災における飛び火の状況

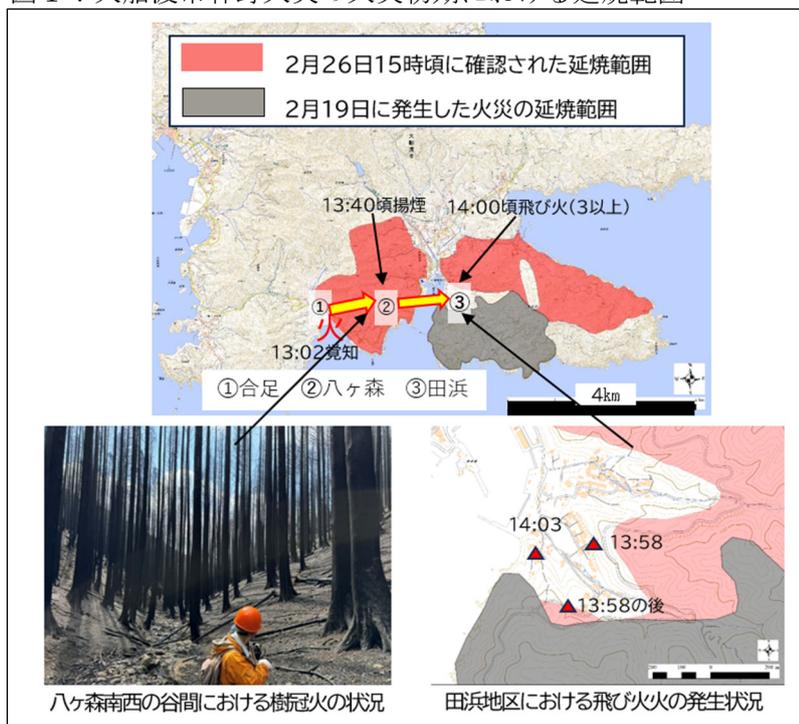
(1) 火災の概要

出火時刻	令和 7 年 2 月 26 日 時分不明
覚知時刻	令和 7 年 2 月 26 日 13 時 02 分
鎮圧時刻	令和 7 年 3 月 9 日 17 時 00 分
鎮火時刻	令和 7 年 4 月 7 日 17 時 30 分
出火場所	大船渡市赤崎町字合足地内
延焼範囲	約 3,370ha (2/19 発生 of 火災の延焼範囲を除く。)
人的被害	死者 1 人、負傷者なし
物的被害	226 棟 (住家 90 棟、非住家 136 棟)

(2) 火災初期における激しい燃焼

- 火災は、最大瞬間風速 18.1m/s の強風を受けて東へ拡大し、覚知から 1 時間に満たない 13 時 40 分過ぎに、火点の東約 1.2km の八ヶ森の南西の谷のスギ林の広い範囲において樹冠火を伴う極めて激しい燃焼が生じた。
- その結果として火の粉を含む濃煙が発生し、東へ流れ、田浜地区などで 14 時頃に飛び火が同時多発した。
- 15 時頃は、東西約 7 km 周長約 30km の範囲で延焼が発生した。

図 1：大船渡市林野火災の火災初期における延焼範囲



※大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書より抜粋

2 今治市林野火災における飛び火の状況

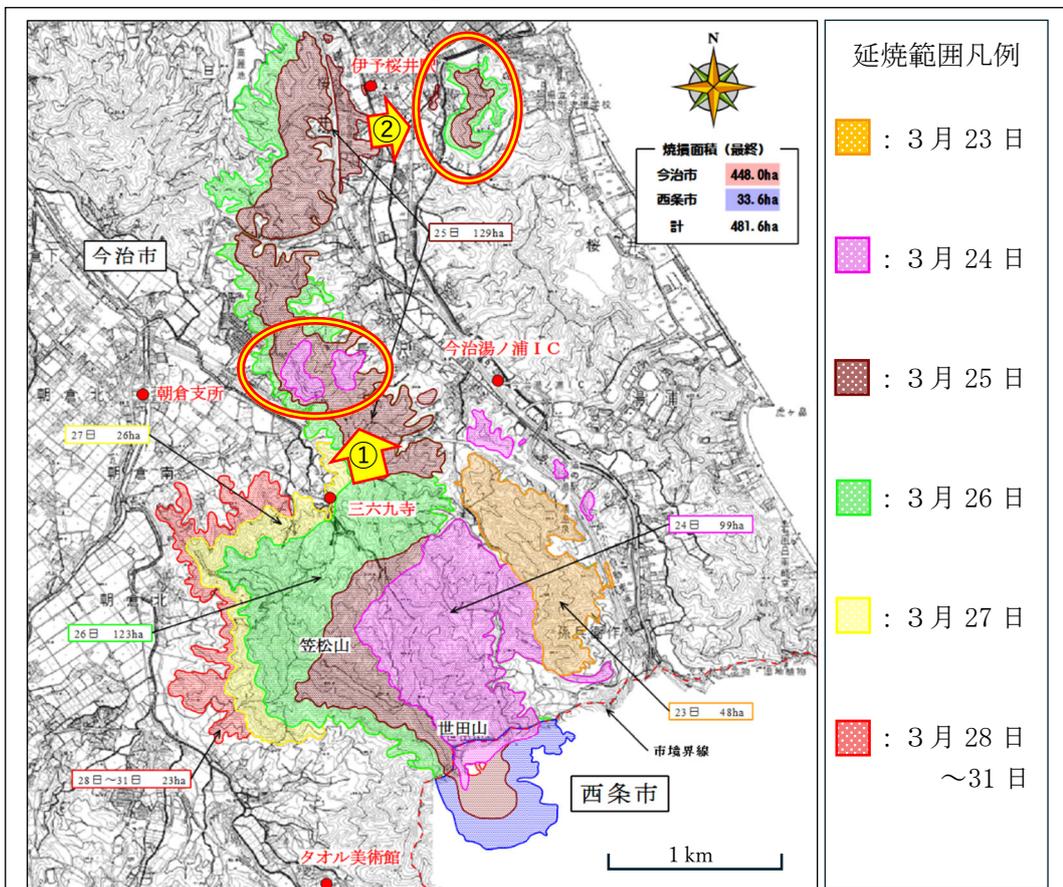
(1) 火災の概要

出火時刻	令和7年3月23日 15時00分
覚知時刻	令和7年3月23日 15時53分
鎮圧時刻	令和7年3月31日 11時00分
鎮火時刻	令和7年4月14日 15時00分
出火場所	今治市長沢
延焼範囲	約481.6ha
人的被害	死者0人、負傷者4人
物的被害	27棟（住家12棟、非住家15棟）

(2) 火災初期における激しい燃焼

- 火災は、出火場所から逐次延焼により西側へ拡大し、出火翌日（3月24日）には、笠松山頂上付近の山林から、三六九寺周辺の山林を超え、北側に約900m離れた地点に、延焼が拡大した。（図2①参照）
- 更にその翌日（3月25日）には、前日に発生した飛び火火災が北側へ逐次延焼し、高麗池付近の山林から、伊予桜井駅前の市街地を超え、東側に約300m離れた地点に、延焼が拡大した。（図2②参照）

図2：今治市林野火災における延焼範囲



※今治市消防本部提供資料を基に、消防庁が作成

第2 飛び火の特性等

1 飛び火の特性

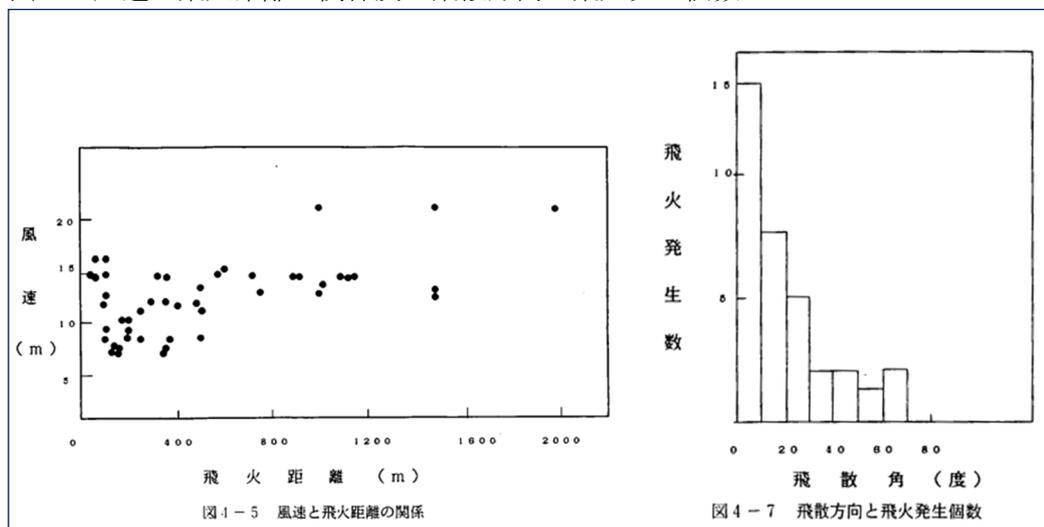
- 過去の林野火災(昭和58年)の記録から、図3のとおり、飛び火の飛散角と飛び火発生数、風速と飛び火距離との関係などを求めることが可能である。
- 飛び火の多くは10度~30度の範囲に多く飛散し、風速に応じた飛び火距離は表1のとおりとなる。

表1：風速に応じた飛び火距離

風速 (m/s)	飛び火距離 (m)
5~7.5	400
7.5~10	600
10~15	1,100
15~	2,200

※林野火災拡大危険区域予測調査(昭和59年度)報告書,自治省消防庁,昭和60年3月,pp.39

図3：風速と飛火距離の関係及び飛散方向と飛火発生個数

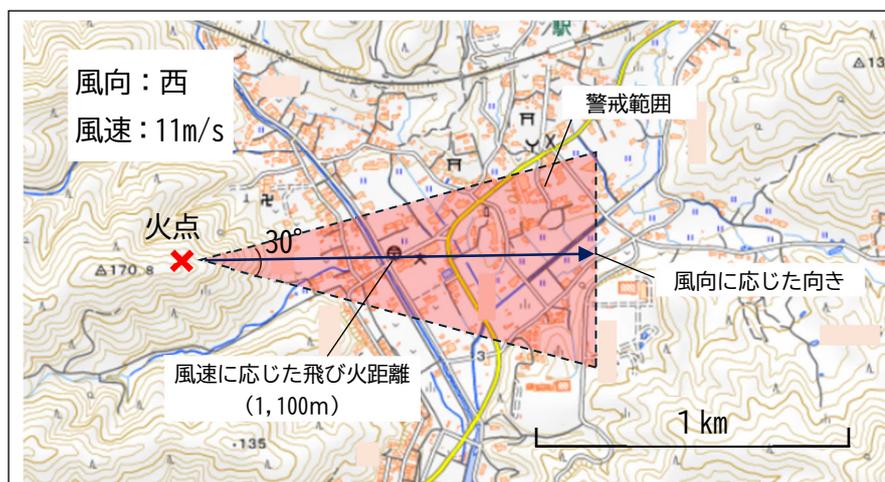


※消防研究所資料第22号.消防庁消防研究所.1990. pp.75-76

2 飛び火警戒範囲を判断する方法の例示

- 火点を頂点に、頂角を30度、高さを風速に応じた飛び火距離とする二等辺三角形を作図することで、警戒範囲を設定することができる。

図4：飛び火警戒範囲の作図例

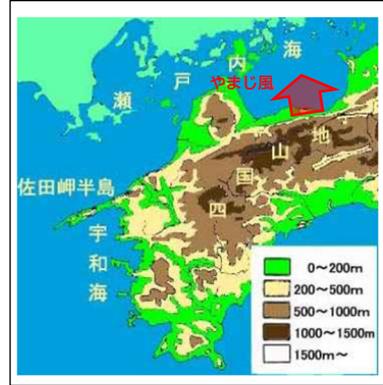


第3 強風時の風向に特徴がみられる地域の例

1 愛媛県の気象（風）の特徴

- 愛媛県は、四国地方の北西部に位置し、南側を四国山地、北西側を長い海岸線で囲まれており、風向・風速は地形の影響を強く受けるため、地形の複雑な愛媛県では地域による差が大きくなる。
- 冬は季節風が卓越し、主風向はほぼ全域で西～北西となり、特に沿岸地方では西よりの風になることが多く、風速は他の地域に比べて強くなる。
- 東予東部では、台風や低気圧が日本海を通過するときに「やまじ風」と呼ばれる南よりのおろし風が吹くことがあり、春と秋に多い。（図5参照）

図5：局地風の例

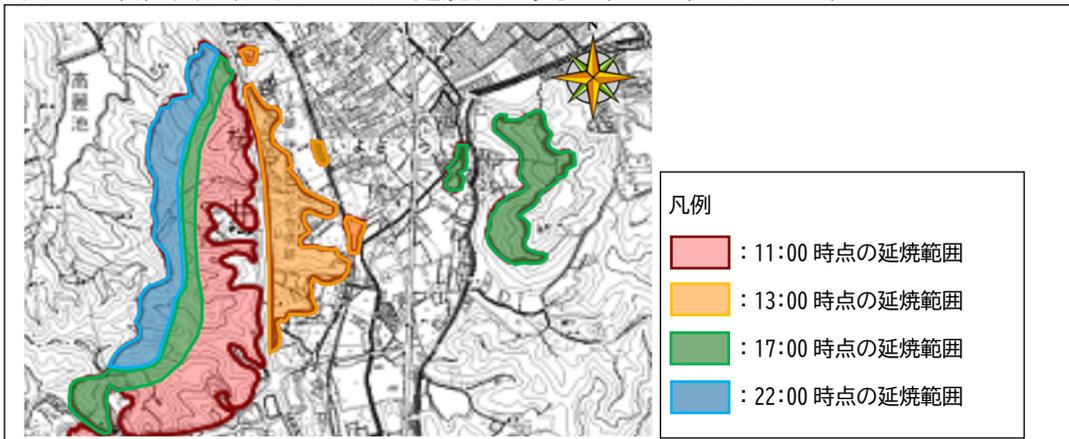


※松山地方気象台の資料を基に、消防庁が作成

2 今治市林野火災における延焼拡大状況と当時の気象データ

令和7年3月今治市林野火災においても、出火から鎮火までの期間の大部分で西よりの風が吹いており、郷桜井地区では、西から東への飛び火による延焼拡大が発生した。

図6：今治市林野火災における延焼拡大状況（2025年3月25日）



※今治市消防本部提供資料を基に、消防庁が作成

表2：愛媛県今治市の気象データ（2025年3月25日）

時間	平均風速	風向	最大瞬間風速	風向
11:00	7.9 m/s	南西	12.4 m/s	南西
12:00	8.5 m/s	南西	12.8 m/s	西南西
13:00	6.1 m/s	西南西	10.9 m/s	南西
14:00	5.1 m/s	西	8.6 m/s	西
15:00	5.0 m/s	西	8.6 m/s	西
16:00	5.2 m/s	西南西	9.2 m/s	西南西
17:00	4.7 m/s	西南西	9.2 m/s	西南西

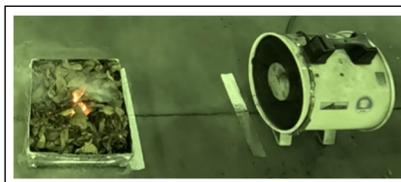
※今治市消防本部提供資料を基に、消防庁が作成

第4 予防散水における散水量と実施間隔

1 消防研究センターにおける実験

○ 予防散水を効果的に行うための1回の散水量と散水実施時間間隔の数値的根拠を明らかにすることを目的として、建物の周囲で最も着火性の高いと考えられる枯れ葉を対象とし、予防散水および飛び火の実験を実施した。(図7参照)

図7：火の粉飛散後の枯れ葉燃焼



○ 枯れ葉に対して散水後、さまざまな大きさの火の粉(3~15mmの赤熱させた木炭)を散布し、10m/sの風速を10分間与えて、着火に至るかを検証した。着火に至った場合は、枯れ葉の焼損割合を調査した。

○ 表3のように含水率50%以上を保てば、予防散水効果が著しく高まり、着火しても燃え止まりやすい。含水率50%以上を保てない場合でも、含水率が高いほど、枯れ葉に対する着火率・全焼率は低くなる。なお、まったく散水しない場合(含水率0%)は、実験に用いたどの大きさの火の粉でもすべて着火、全焼した。

表3：含水率に対する着火率・全焼率

含水率	着火率	全焼率
50~60%	19%	0%
40~50%	30%	17%
30~40%	42%	21%
0%	100%	100%

2 散水量と実施間隔に関する考察

○ 所定の含水率に保つために必要な1回の散水量と散水実施時間間隔は、図8を参照して設定することができる。この図は、さまざまな1回の散水量に対する含水率の経時変化の測定結果に基づいて作成したものである。例えば、含水率50%を保つためには、1日3回(散水間隔：8時間)の散水で4L/m²、1日2回(散水間隔：12時間)の散水で6L/m²の散水量の散水量が必要となる(図9)。

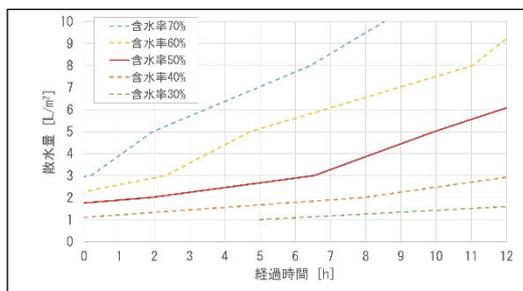


図8：所定の含水率の維持するために必要な1回の散水量と散水実施時間間隔の関係

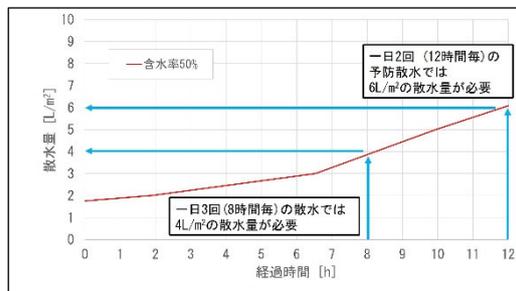


図9：含水率50%を維持するために必要な1回の散水量と散水実施時間間隔の関係

- ・含水率は乾量基準であり、[水重量/乾燥重量]から計算した。
- ・枯れ葉の含水率は、乾燥させた枯れ葉を含水率0%とし、散水前後の重量変化から算出した。

消防本部における飛び火警戒要領の策定例

1 全体に関する事項について（通知第2、1 関係）

(1) 消防団との連携や警戒のイメージ図について記載している例（伊勢崎市消防本部）

(2) 消防団との連携

現場の消防団のうち、状況に応じた数の分団に風下の飛び火警戒を依頼する。

ア 現場指揮本部で団幹部と協議しつつ、団幹部、方面隊長命で飛び火警戒にあたってもらう。

イ 現場指揮本部付きのうち職員1人（副署長、分署長、日勤者等）を指名して、団飛び火警戒隊と活動を共にし、活動指示に努める。

ウ 団飛び火警戒隊との連絡は、団トランシーバー等により、現場指揮本部にいる団幹部と活動中の団員間で行える。また、上記イにより、消防職員間の連絡も可能となる。

エ 団飛び火警戒隊は、通常の消火・警戒体勢に加えて、必要に応じてジェットシューター等を装備してもらう。

《参考》通常の建物火災の対応について

伊勢崎市消防団

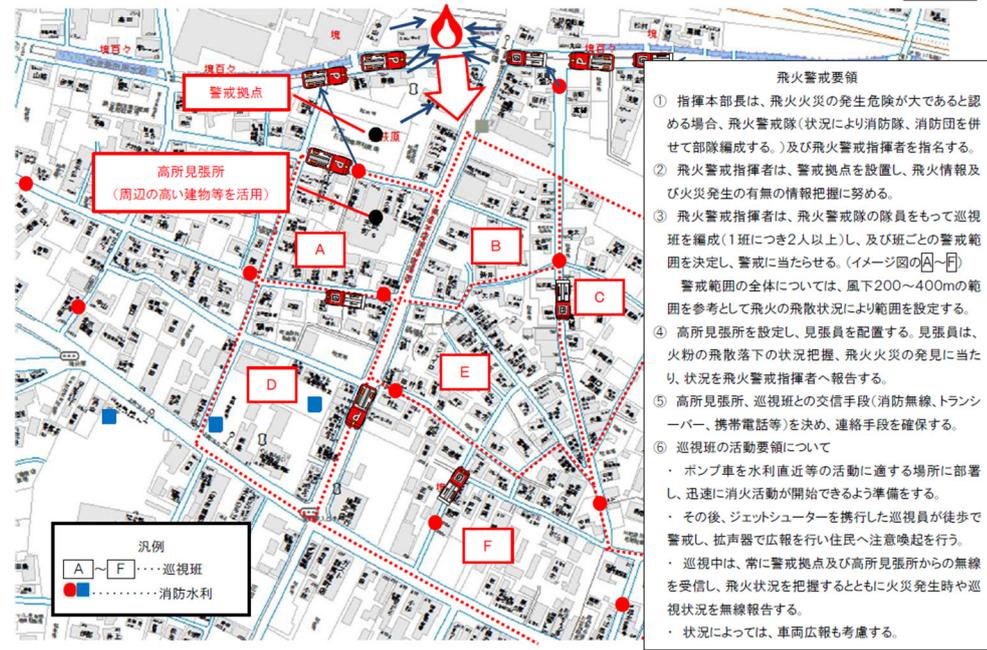
- ・消防団は、通常の建物火災の場合、第1出動で5個分団、第2出動で10個分団が出動している。
- ・団幹部命で分団の増強出動は可能である。
- ・分団ごとにデジタル簡易無線機、特定小電力トランシーバーが配備されている。

玉村町消防団

- ・消防団は、通常の建物火災の場合、第1出動で地元方面隊（1～3個分団）、第2出動で全分団（8個分団）が出動している。
- ・団本部及び分団ごとにIP無線機、特定小電力トランシーバーが配備されている。

飛び火警戒 要領イメージ図

別添 2



(2) 過去の災害事例や地域における気象条件について記載している例（松江市消防本部）

第2 強風下の定義

…強風注意報等が発表された際や、発表に至らずとも通常よりも強い風が継続するなど注意の必要な気象条件であると当務責任者が判断した場合。

なお、市街地と沿岸部では気象条件が異なることがあるため、各署所においては平時から各管轄区域内の気象の特性を把握することに努めておく。

また、異常な気象状況が予測される時は、市内に設置されているアメダス（松江地方気象台及び鹿島町の2基）及び松江市消防本部の気象観測装置（本部庁舎、東部分署及び西部分署の3基）からの情報収集に努める。

【強風となる気象条件の例】

- ◆冬の季節：日本海側における強い低気圧の通過に伴うフェーン現象、台風等
- ◆春から夏の季節：冬型の気圧配置が弱まり日本列島に太平洋側から暖かい東寄りの風（東風：こち）が吹き荒れ、海域は時化（しけ）をもたらす。（令和3年4月1日の島根町加賀火災では翌2日朝まで風速10m/秒以上の東風が吹き荒れた。）

2 的確な情報把握について（通知第2、2関係）

着火しやすい箇所を図示し、飛火警戒を行う際の着眼点について記載している例（いわき市消防本部）

1 火の粉の飛散等

(3) 飛散した火の粉により着火しやすい箇所は、瓦屋根、軒裏、下見板（横板張りで、下の板の上端に上の板の下端を重ねたもの。）の外壁、窓等の開口部、パラペット（建物の屋上やバルコニーなどの外周部に設けられた低い手すり壁のこと。）の裏側、物干し場若しくは建物周囲の燃えやすい物件等である。特にわら屋根やかやぶき屋根、塩化ビニールの屋根は容易に着火する。

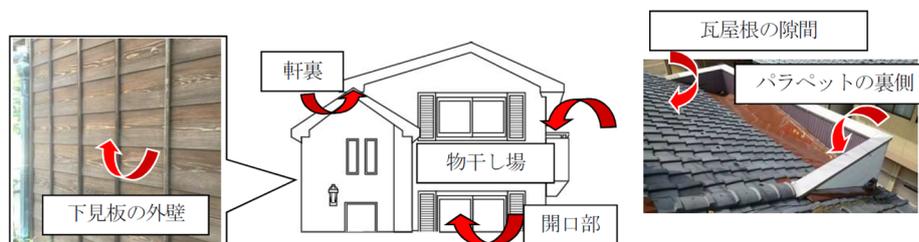


図10-1 木造建築における着火しやすい箇所

3 早期の応援要請について（通知第2、3）

(1) 応援要請の具体的な判断要素について記載している例（飛騨市消防本部）

第1 隣接消防本部への応援要請

指揮隊長は、強風下等の条件で指定地域において発生した、概ね15棟以上の延焼若しくは、飛び火により出火ブロック4ヶ所以上、飛び火により出火ブロックを越えて他のブロックに延焼した火災で、当市の消防力で対応が困難と判断した場合また、はしご車等特殊消防車両および空気呼吸器等の消防資器材装備の補填が必須と判断した場合は、迅速に消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。

第2 消防相互応援協定締結状況

岐阜県高山市、富山県富山市、富山県南砺市、砺波地域消防組合消防本部

(2) 火災発生時の延焼危険を有している地域を事前に指定し、強風下において火災を覚知した場合の消防体制について記載している例（伊予消防等事務組合消防本部）

3 適用地域等

(1) 適用基準

次の項目を組み合わせ各署が地域を指定する。

ア 地勢（特に海岸線付近）、建築物の状況、道路狭隘等により消防車両の進入が困難な地域や包囲隊形が取れない地域を勘案し、各署が危険性を把握している地域

イ 市町が把握している地域の定量的な指標

- ① 災害危険度判定調査結果等の活用
- ② 延焼危険性による危険度評価
- ③ 住宅戸数密度、不燃領域率、木防率等のデータ
- ④ 木造密集地域の指定場所

(2) 適用地域

【※具体的な町名等が記載されているため割愛】

4 消防体制

(1) 消防体制の強化

強風下において、3(2)で定める地域からの火災を覚知した場合は、現場最高指揮者は、次のことに留意しなければならない。

ア 火災の状況により、消防隊の増隊を図るとともに、飛び火警戒隊等を配置する。

イ 消防活動隊員補強のため、地元消防団員及び消防職員の非常招集を早期に行う。

ウ 消防力の増強のため、隣接消防本部等への応援要請を考慮する。

エ 消防力の増強のため、隣接市町の消防団への応援要請を考慮する。

4 林野火災における消火活動に必要な体制及び消防水利の確保について（通知第2、4関係）

(1) 専門部隊による水利確保について記載している例（大阪南消防局）

2 水利部署

- (1) 風横の大量かつ継続的な放水が可能な水利（自然水利や大容量の防火水槽）を優先的に選定する。また、防火水槽を部署した場合、充水体制を確保する。
- (2) 延焼範囲の拡大とともに、多くのポンプ車等の水利部署が必要になることから、水槽車、仮設水槽等の早期要請・設置・充水に配慮する。各行政機関と連携し、仮設水槽の手配及び充水はあらかじめ計画しておく。
- (3) 増強隊等の後着する消防隊は、指令当直責任者からの情報により、大容量の水利、自然水利等を選定し、防御方面に部署する。部署位置については、現地指揮本部に報告する。
- (4) 大容量の水利確保
 - ① 水利の不足が予想される場合は、現場統括指揮者が出場部隊又は増強部隊の中から有効な水利を確保する隊（以下「水利確保隊」という。）を指名し、水利の確保体制を確立する。
 - ② 水利確保隊の隊長は、指揮者（以下「水利確保隊長」という。）として、大容量の水利を確保するための指揮を担当させる。
 - ③ 現場統括指揮者は、消防団に対し、水利確保隊長と協力して大容量の水利を確保するため長距離の中継体制に当たるよう要請する。
 - A) 水利確保隊長は、消防団に大容量の水利の位置、中継位置等を具体的に示す。
 - B) 水利確保隊長は、中継体制を実施している消防団との連絡手段の確保に努める。

(2) 応援協定等を活用した水利確保について記載している例（西宮市消防局）

第4条 水利部署に関する注意点は、次のとおりとする。

- (1) 各隊は、風横の大量かつ継続的な放水が可能な水利（自然水利、防火水槽）を優先的に選定し、現場指揮本部は、活動隊の水利部署位置を把握する。
- (2) 現場指揮本部は、先着隊の多くが消火栓に部署しており、消火栓の共倒れが予想される場合は、後着隊の消火栓部署を制限する等の措置を講じる。
- (3) 長時間の活動が予想されることから、防火水槽の枯渇が起きないように、補水体制を確保する。
- (4) 補水体制は、相互応援協定等を活用し、「給水車、大型水槽車等による応急給水活動」、「大容量ポンプ車及びホース延長車による長距離送水活動」及び「消防艇等による海上からの送水活動」を要請するなど、早期に確保する。

5 予防散水の実施及び飛び火火災に対する防火意識の向上について(通知第2、5及び6関係)

(1) 延焼危険の高い建物等及びその付近への予防散水について記載している例(高槻市消防本部)

(飛火延焼危険時の措置)

80 飛火による延焼危険があると予想される時は、次の措置をとる。

- (1) 付近住民の動揺を鎮め、飛火警戒と初期消火の協力を求めるための広報を行う。
- (2) 住民への広報は、車載マイク又は携帯拡声器を利用し、次の点に留意して実施する。
 - ア 窓、換気口等、火の粉の入りやすい開口部を閉鎖させる。
 - イ 洗濯物、路地の雑品等着火しやすいものは、屋内に収容させる。
 - ウ 水バケツ等の消火器具(用具)を準備させ、自宅周辺を警戒させる。
 - エ 道路上に家財等を搬出させないようにする。すでに搬出した荷物は、直ちに危険区域外へ移動させるなど、消防車両の移動交通路を確保する。
 - オ 水損のおそれがない物品や屋根等に予備注水をさせる。
- (3) 飛火による延焼危険が極めて高く、事態が切迫していると判断したときは高齢者、幼児等の避難を指示するとともに、その旨を直ちに任務別隊長へ報告する。

飛火警戒時の広報例は以下のとおりとする。

- ①『〇〇町〇〇丁目で発生した火災のため、飛火がたくさん発生しています。この付近も飛火による火災の危険がありますので、各家庭とも、水バケツ・消火器等の準備をお願いします。』
『屋外の燃えやすいものは、火の粉が着いていないことを確認して、取り入れてください。』
『窓等は、火の粉が入らないよう閉めてください。』
『異状があれば、近くの消防隊員までお知らせいただくか、119番してください。』
- ②『火災現場付近(〇〇区域内)の住民の方にお知らせします。火の粉が〇方向にたくさん落下しています。屋外に出ている現場付近の皆さんは、自宅の確認に戻ってください。』
- ③『〇〇町〇〇丁目に発生した火災は、消防隊の活動で延焼は阻止されました。飛火は少なくなりましたが、引き続き警戒してください。』
- ④『〇〇町〇〇丁目に発生した火災は、概ね鎮火しました。飛火のおそれは無くなりましたが、今一度、家の周囲の点検をお願いします。』

(2) 地域住民の飛び火火災に対する防火意識の向上について記載している例(南国市消防本部)

想定演習と住民の協力

- (1) 消防機関は、年1回烈風下火災の想定訓練を行うとともに、図上訓練を実施する。
- (2) 消防機関は、機会あるごとに住民に対し、飛び火の早期の消し止めの必要性を理解してもらい、消火器具等を準備するよう啓発する。